

お忘れなく！

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届

児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている人(支給停止中の人も含む)は、現況届や所得状況届の提出が必要です。手続きがない場合、児童扶養手当は11月以降、特別児童扶養手当は8月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

7月末から8月初めに該当の人へ通知を郵送していますので、必要書類などを持参の上、提出してください。

※現況届・所得状況届の届出用紙は、役場1階 子育て支援課窓口でお渡しします。

※新しく認定請求をした人で請求日が7月1日以降の人は、今回の手続きは必要ありません。

児童扶養手当 現況届

▶ 提出日 9月2日(月)まで

※必ず受給資格者本人が手続きをしてください。

特別児童扶養手当 所得状況届

▶ 提出日 8月9日(金)～9月11日(水)



児童扶養手当



特別児童扶養手当

…児童扶養手当・特別児童扶養手当とは…

●児童扶養手当

離婚などによって父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童を養育している母子・父子家庭などが対象です。

●特別児童扶養手当

精神または身体が障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している保護者などが対象です。

いずれも支給要件や所得制限がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

☎ 子育て支援課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線152)

子育て支援センターからのお知らせ



令和6年度 ポケットクラブ(9月～3月)

日程	内容
9月5日	仲よし親子ヨガ(★5組)
9月12日	試食会(★3組・参加費 大人250円・子ども100円)
9月19日	コーナー遊び(★5組)
9月26日	運動会ごっこ(★5組)
10月3日	試食会(★3組・参加費 大人250円・子ども100円)
10月10日	スタンプあそび(★5組)
10月17日	ベビーマッサージ(★10組)
10月24日	ハロウィン製作(★5組)
10月31日	ハロウィンパーティー(★5組)
11月7日	親子遠足(★15組・参加費:1家族500円)
11月14日	試食会(★3組・参加費 大人250円・子ども100円)
11月21日	焼き芋パーティー
11月28日	クリスマス製作(★5組)
12月5日	クリスマス会(★10組・参加費:1人100円)
12月12日	試食会(★3組・参加費 大人250円・子ども100円)
12月19日	フラワーアレンジメント(★5組・参加費:500円)
1月9日	運動あそび(★5組)
1月16日	試食会(★3組・参加費 大人250円・子ども100円)
1月23日	園行事のためお休み
1月30日	節分製作(★5組)
2月6日	ままごとケーキ作り(★5組)
2月13日	仲よし親子ヨガ(★5組)
2月20日	試食会(★3組・参加費 大人250円・子ども100円)
2月27日	ひなまつり製作(★5組)
3月6日	お別れ観劇会(★10組)
3月13日	試食会(★3組・参加費 大人250円・子ども100円)
3月27日	お話し会(★10組)

わかすぎの杜保育園では、毎週月曜日～金曜日の9時～14時まで園庭開放を行なっています。

毎週木曜日には左記の催しを開催しますので、ぜひご利用ください。

木曜日以外の園庭開放では、プラバンアクセサリーやタイルコースターなどの製作ができます。製作にかかる料金など、詳しくは事前に電話でご相談ください。

また、園庭やポケットクラブのお部屋で、お弁当を食べることもできますので、どうぞお気軽にお越しください。詳しい内容は、わかすぎの杜保育園までご連絡ください。

予約方法

予約が必要な催し(★印)は、開催月の1日から催しの前日までに、園へ電話で予約をしてください。

※感染症などの状況により、催しに変更・中止になる場合があります。

☎ わかすぎの杜保育園
子育て支援センター
☎ 932-0005



児童手当の制度が改正されます



10月1日(火)から、児童手当の制度が一部変更になります。それに伴い、支払月が年3回から年6回となり、変更後の初回支給は12月となります。

▼ 制度改正の内容

	改正前(令和6年9月分まで)	改正後(令和6年10月分から)
支給対象	中学校卒業までの国内に住所を有する児童を養育している町内在住の人	高校生年代までの国内に住所を有する児童を養育している町内在住の人
所得制限	所得制限限度額あり 所得上限限度額あり	なし
手当月額	●3歳未満 15,000円 ●3歳から小学校卒業まで - 第1子、第2子 10,000円 - 第3子以降 15,000円 ●中学生 10,000円 ●特例給付(所得制限限度額以上、所得上限限度額未満) 5,000円	●3歳未満 - 第1子、第2子 15,000円 - 第3子以降 30,000円 ●3歳から高校生年代まで - 第1子、第2子 10,000円 - 第3子以降 30,000円
支払回数	年3回(2月・6月・10月)	年6回(偶数月)
多子加算の カウント対象	18歳に到達した年度末まで	22歳に到達した年度末まで

※制度改正後、所得制限は撤廃されますが、生計を維持する程度が高い人の審査のために、所得の審査は引き続き行います。

▼ 制度改正により新しく受給者となる人

- 中学生以下の対象児童はいないが、高校生年代の児童を監護養育している人：申請必要
- 所得上限限度額超過により児童手当の資格がなかった人：申請必要

▼ 額改定の人(すでに児童手当の資格を有し、高校生年代で新たに支給対象児童が増える受給者)

- 高校生年代の児童と同居している場合：申請不要(自動的に認定されます)
- 高校生年代の児童と別居している場合：申請必要(別居監護申立書の提出が必要です)

▼ 児童手当の受給者で18歳に達した年度末以降から22歳に達した年度末までの子がいる人

多子加算(第1子など)のカウント対象が、22歳に達した年度末までに拡大されることに伴い、18歳に達した年度末以降から22歳に達した年度末までの子がいる人は「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。なお、8月下旬に申請書などを送付します。

※別居であっても、児童手当受給者に「経済的負担」がある場合、カウント対象となります。(経済的負担とは、当該子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を受給者が負っている状況です。送りなども含みます。)

※公務員の方は職場に確認してください。

※手当の受給者が須恵町外に居住している場合は、居住地の自治体に確認してください。



☎ 子育て支援課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線152)